

津別町地域おこし協力隊待遇一覧

項目	内容	関連法令等
身分	会計年度任用職員	津別町地域おこし協力隊員就業規則
期間	任用された日から令和5年3月31日まで※最長3年間まで任用可能	本人の意思確認と活動先等による継続判断あり
保険	社会保険、雇用保険、労働保険に加入※個人負担あり	
給与	月額208,000円	津別町地域おこし協力隊設置条例
寒冷地手当	国の財政措置の範囲内で町の基準により支給 ※11月～3月の間で毎月支給（世帯状況等により金額設定あり）	津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
勤務時間	月160時間程度	津別町地域おこし協力隊員就業規則
年次有給休暇	1年において10日 ※勤務月数が1年に満たない場合は、月数/12×10日	津別町地域おこし協力隊員就業規則
特別休暇	忌引、結婚、出産に係るもの 他	津別町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則
任期	任用日より該当年度の年度末まで（最長3年間まで延長可）	津別町地域おこし協力隊設置条例
共済費	国の財政措置の範囲内で町が負担 ※一部個人負担あり（給与天引き）	都度、算定に基づく
赴任旅費	国の財政措置の範囲内で町の基準により支給 ※前住地や利用する公共交通機関、家族構成等により金額設定あり	津別町職員の旅費に関する条例
研修旅費	国の財政措置の範囲内で町が負担	津別町職員の旅費に関する条例
研修負担金	国の財政措置の範囲内で町が負担	都度、請求書等に基づく
住宅使用料	国の財政措置の範囲内で町の基準により負担	都度、請求書等に基づく
OA機器借上料	国の財政措置の範囲内で町の基準により支給 ※任務に自前のOA機器を活用する場合対象	内部で定める
車両	国の財政措置の範囲内で町より無償貸与 ※車両保険・ガソリン代等も町負担	車種や給油所等は町指定